

「宴会、会議、催事等規約」

ホテルクラウンパレス浜松では宴会、会議、催事等（以下宴会等と称します）の契約に関しまして、以下の通り定めていますのでご了承ください。ただし、別途お客様との間で個別の取り決めを行った際には、当ホテルはその取り決めに従うものとします。

1. 予約金および料金の支払い方法について

宴会等の予約金および料金の支払いについては、次の「宴会等支払い料金表」の通りとします。予約金および料金は、所定の金融機関にお振込みいただくか、現金にてお支払いください。

「宴会等支払い料金表」

期 日	内 容
申込時	見積概算額の20%（予約金）
開催予定日の10日前	見積概算額の残金
開催日当日	当日発生した金額（＝確定額－見積概算額）

2. 人数の確認について

料理・飲物等を用意する人数は開催日の10日前迄に当ホテルの担当者にご連絡ください。人数の変更がある場合は開催日の前日正午迄にご連絡いただき「最終確定人数」といたします。それ以降は全ての手配が完了いたしておりますので、宴会開催日に出席されたお客様の数が減少した場合でも、前述の「最終確定人数」分の料金を頂戴いたします。なお、当日の追加につきましては別途ご相談を承ります。

3. 宴会等の取消料と予定日の変更料について

すでにご契約をいただきました宴会等の取消および予定日変更の場合、次の取消料及び変更料を頂戴いたします。

【取消料及び変更料金表】

取消日 ・ 変更日	取消料 ・ 変更料
開催予定日の180日前まで	予約金の全額返金
開催予定日の179日前～90日前まで	見積概算額の 20%（予約金）
開催予定日の89日前～30日前まで	見積概算額の 30%
開催予定日の29日前～10日前まで	見積概算額の 50%
開催予定日の9日前～前日まで	見積概算額の 80%
開催日当日	見積概算額の 100%

注1) 見積概算額は、見積書の発行いかにかわらず、取消時の予定料理・飲物・会場費・その他のご注文をいただいている料金すべてを含みます。

注2) 開催予定日の30日以前に契約をいただいた宴会等につきましては、お申し込み日より7日以内のお取消は、予約金の全額を返金させていただきます。また、取消料・変更料は頂戴いたしません。

4. 宴会時間等について

宴会時間等については次の通りとします。

- ① 宴会場の利用時間は、9 時～21 時迄とします。
- ② 展示会の営業時間帯は 10 時～19 時迄とします。
- ③ 搬入、搬出時間帯は、8 時～22 時の時間帯内とします。
- ④ 規定の時間を超える場合は、超過時間に応じて、所定の追加料金を頂戴いたします。ただし、次の会場利用時刻との兼ね合いで、ご利用時間の超過に応じられない場合もあります。予めご了承ください。

5. 装飾、余興等の手配について

宴会等に関する装飾、音楽、余興等につきましては、当ホテルより指定業者に手配させていただきます。お客様が直接当ホテルの指定する業者以外の業者に依頼される場合は、宴会等を円滑に運営するため、事前に当ホテルにご連絡いただき、了承を得た後にご注文ください。なお、ホテルの事前の同意を得ないで直接業者に依頼されることはご遠慮ください。

6. 直接ご依頼の業者に対する指示について

当ホテルの了承のもとにお客様が直接依頼された業者が行う宴会等に関する装飾、余興等の機器および材料の搬入・搬出、又は看板等のサイズ、設置場所、設置方法につきましては当ホテルの美観、導線等を踏まえて一定のルールの下に実施いただくように、当ホテルがその業者の方々へ指示させていただきます。

7. 損害賠償について

お客様（お客様側のすべての関係者を含みます）と、お客様が直接ご依頼された業者の方々は、当ホテルの施設、什器備品等を破損、損傷しないよう充分にご注意ください。もし、施設・什器備品等に破損、損傷等損害が発生した場合は、その修理に関して当社指定業者がその修理にあたり、損害賠償金（休業補償金を含む）をお客様にご負担いただきます。

8. 解約について

次の場合には宴会等のお申し込みをお断りするか、既に契約が成立している場合でも解約させていただく場合がありますのでご了承ください。なお、下記理由により解約させていただいた場合には、本規約「宴会、会議、催事等規約」の「3. 宴会等の取消料と予定日の変更料について」に従って取消料を頂戴いたします。

- ① 宴会等に出席するお客様が偽名等の虚偽の申し込みや法令又は公序良俗に反する行為をする恐れがあると当ホテル側が判断した場合。
- ② 他のお客様にご迷惑をおかけすると当ホテル側が判断した場合。
- ③ 当ホテルもしくは当ホテル従業員に対し暴行、脅迫、恐喝等のほか暴力的要求行為、その他威圧的な不当要求行為をした場合。
- ④ 暴力団、暴力団員、暴力団関係者、反社会的勢力に関与していると認められる場合。
- ⑤ 暴力団員が役員に就任し又は事業活動に関与している法人その他の団体、又はその役職員であると認められる場合。

- ⑥ 当ホテルもしくは当ホテル従業員に対し合理的な範囲を超えるとホテル側が判断する負担を求めた場合。
- ⑦ 本規約「宴会、会議、催事等規約」に違反した場合。

9. 禁止事項について

次に掲げる各項目につきましては禁止事項となっておりますので、ご注意くださいようお願いいたします。

- ① 愛玩動物、鳥類の持ち込み。ただし、盲導犬・聴導犬・介護犬は除く。
- ② 許可証のない鉄砲、刃剣類等の持ち込み。
- ③ 悪臭を発するものの持ち込み。
- ④ お客様の迷惑になるような言動。
- ⑤ ホテル内設備器具（照明器具・音響器具）・機械類の取り外し。
- ⑥ 会場設営に当たり壁面等への直接の釘打ち、直接取り付け及び会場内での工作作業、ペンキ塗り等。
- ⑦ 消防署の許可なくして危険物の持ち込み、裸火（松明・篝火等）の使用。
- ⑧ 消防、消火避難通路の設備標識器具の移動や隠蔽。
- ⑨ お申し込みいただいた使用目的以外のご利用。
- ⑩ エンジン駆動による車両等の移動。
- ⑪ 車両等のタンク内にガソリン等の燃料を入れたままの展示。
- ⑫ 催物の装飾材料で防災処理のなされていない物のご使用。
- ⑬ その他法令で禁じられている行為。

10. 免責事項について

天変地異、法令または命令に基づく公権力の行使、官公署の指導、その他お客様及び当ホテルのいずれかの責の帰することの出来ない理由により、当ホテルが契約に従った宴会等のサービスの実施が不可能、しくは不可能となる恐れがある場合、当ホテルは宴会等のサービス内容を変更、もしくは取りやめることがあります。その際にはお客様、当ホテル共に免責とさせていただきます。

11. 個人情報の取り扱いについて

お客様からご提示いただいた個人情報は、当ホテルが業務上使用させていただくものですが、一部統計情報として個人を特定せず使用させていただくことがありますことをご了承ください。お知らせいただきました個人情報は、以下の場合を除き第三者に提供または開示することはありません。

- ① お客様の同意があった場合。
- ② 守秘義務を課した委託先に業務を委託する場合。
- ③ 法令に基づき要請された場合。

当ホテルが保有する個人データについて、お客様ご本人から修正、削除、開示等のご依頼があった場合は、当ホテル所定の手続きに基づき、適切に対処させていただきます。